

窓口現金を 銀行口座へ 入金するのに 手間がかかって いませんか

天王寺区医師会 中石 滋雄



はじめに

診療所会計窓口で受け取った診療報酬の一部負担金や自由診療料金などの窓口現金を事業用口座に入金するために、毎日わざわざ銀行ATMに並んで前の日の窓口現金を10円単位で入金しているようなことはありませんか。あるいは、週に一度、銀行ATMで1週間分の窓口現金を1日ごとに分けて入金するために時間がかかり、他の利用者の冷たい視線を浴びているようなことはありませんか。また、そのように手間をかけているにもかかわらず、入金が不正確だと税理士に文句を言われることはありませんか。筆者は、窓口現金を、毎日、確実に入金しています。でも、

筆者が実際に銀行に出向くことは全くありません。筆者が窓口現金を入金する場所は24時間利用可能なコンビニエンスストアのATM（以下コンビニATM）です。それも毎日入金するのではなく、通りがかった時に手持ち分だけ入金するのです。それでも窓口現金は、毎日、事業用口座に確実に入金され、その正確さについては税理士の折り紙つきです。いったいどのようにして入金しているのでしょうか？

本稿では窓口現金を入金するための筆者の工夫についてご紹介したいと思います。先生方や診療所の事務職員の方々のお仕事も楽になるよう、お役に立つことができればとてもうれしく思います。

〈準備するもの〉

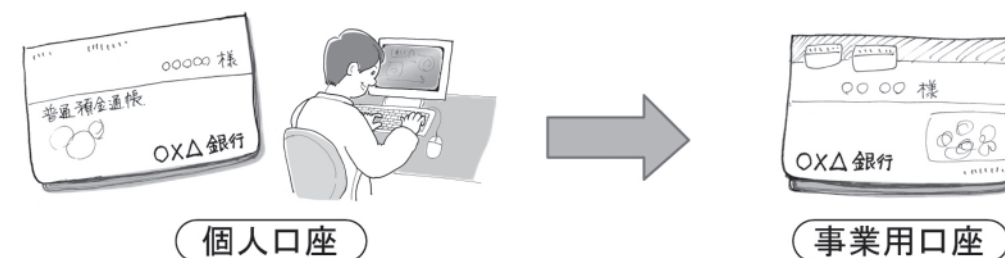
1. インターネットに接続可能なコンピューターあるいは携帯電話
2. 入金用院長個人名義口座（以下個人口座 コンビニATM時間外取引手数料が無料のもの 通常は事業用口座と同じ銀行のもの）
3. その口座のキャッシュカード
4. その口座のホームバンキング*契約

*家庭に銀行と通信できるコンピューター端末を置き、客が残高照会・振り込み依頼をしたり、銀行が投資などのサービスを行ったりするシステム（デジタル大辞典）

入金方法

事業用口座を開設している銀行に個人口座を開設し、キャッシュカードをつくり、その口座のホームバンキング契約を結びます。ほとんどの場合、契約手数料は無料であろうと思います。毎日の診療が終了し入金すべき金額が確定したら、インターネットで個人口座から事業用口座へその日の窓口現金相当額を移動します（図1）。この時、実際に現金の移動はありませんが、事業用口座側から見ると個人口座から窓口現金に相当する金額が院長の名義で振り込まれてくることになりま

インターネットで窓口現金相当額を入金



現金は院長のおさいふの中に

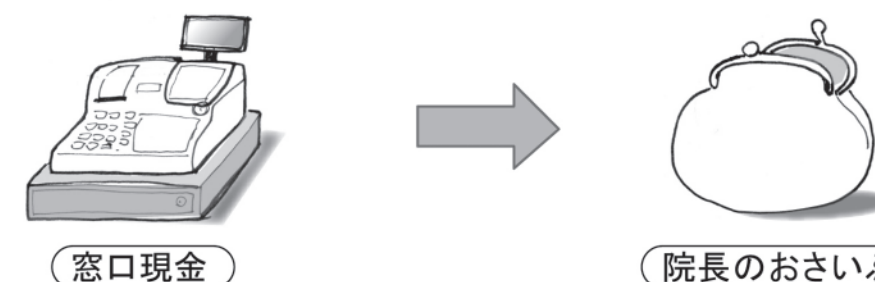


図1

す。毎日、約1～2分、診療終了後この手続きをするだけで窓口現金の入金はパーフェクトです。

実際の窓口現金は院長が自分の財布に入れます(図1)。財布の中にあるお金は手持ち分だけ、24時間利用可能なコンビニATMで個人口座に入金します(図2)。コンビニATM時間外取引手数料無料のキャッシュカードを確保しましょう。窓口現金を自分の財布に入れてしまうと院長が無駄遣いしてしまうかと思われるでしょうが、その心配はありません。なぜなら、毎日の窓口現金相当額が個人口座から減っていきますので、その分を補充しなければならないからです。個人口座が入金のためのプールになり、実際には窓口現金を毎日全額入金しているわけではないのに、事業用口座には毎日の窓口現金相当額が正確に入金されることになるのです。

お金の流れ

この操作におけるお金の流れについて考えてみましょう(図3)。毎日の診療で発生する現金は患者から受け取るものです。この現金はレジに集められ、その合計は一度院長の財布に入ります。そして、個人口座から事業用口座に同じ金額が移動し、事業用口座の通帳には院長個人からの振り込みとして記録されます。この方法の“みそ”は、院長の財布と個人口座を1つのものと考えことにあります。窓口現金として受け取る金額と事業用口座に移動する金額は同じなのですが、その時、院長の財布の中身が増え、その分だけ個人口座の残金が減ることになります。その調整のために、適当な金額を財布から個人口座にコンビニATMで入金すればよいのです。コンビニATMでは硬貨を扱えない場合がほとんどですが、入金は手持ちの紙幣だけでい

いので大丈夫です。

筆者の例

筆者はみずほ銀行とローソンを利用しています。みずほ銀行のインターネット取引振替画面で、プルダウンメニューから振替元として個人口座番号を選択し、振替先として事業用口座番号を選択します。次の画面で当日の窓口現金額を入力して実行ボタンを押すだけです。みずほ銀行には、コンビニATM時間外取引手数料が無料となるみずほマイレージクラブというサービスがあります。このサービスの適用資格要件は、預金通帳の月末残高が10万円以上ある個人であるということで満たします。筆者は診療所を法人化していないため事業用口座の方も個人名義であり、事業

用口座と個人口座の両方がひとつのホームバンキング契約になっていますので、お金の移動は振替という手続きになります。診療所を法人にしている先生方は、個人口座のみをホームバンキング契約することで目的を達することができると思います。

おわりに

この方法は大変便利であると思いますが、防犯面には十分に気を付けてください。コンビニATMから出金することはありませんので、幸い、暗証番号の入力を要求されることはありません。ただ、1回の入金はせいぜい10万円程度とし、また、私服でそれとなく入金するなどくれぐれも注意をお願いいたします。

コンビニエンスストアで個人口座に入金

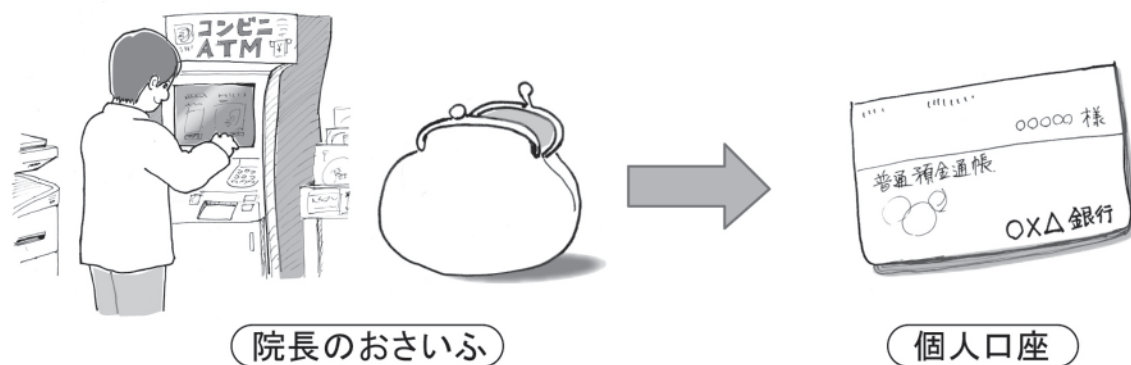


図2

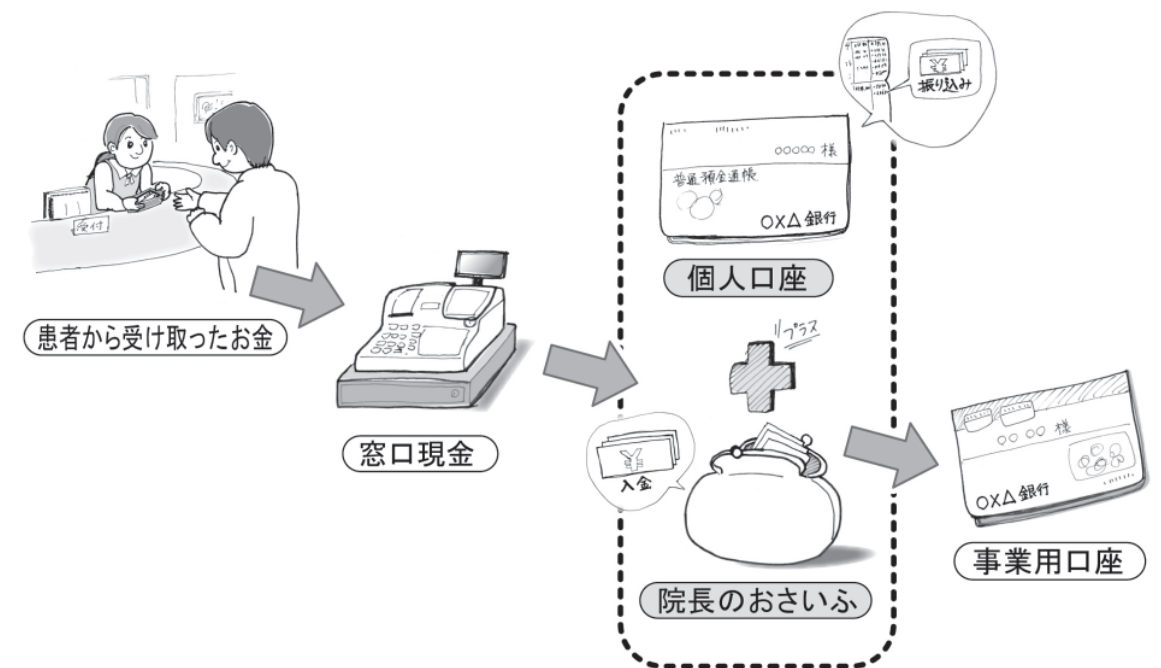


図3